平成２６年（フ）第１７０号
群馬県太田市石橋町781番地　ラピスコートＢ－201号
債務者　渡辺　涼子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２０７号
山形県天童市老野森３丁目16番９－６号　天童マンション、前住所山形県東根市さくらんぼ駅前１丁目10番５号
債務者　山崎　秀春
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１２号
埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵820番地、旧住所東京都八王子市元本郷町３丁目10番15号コーポ喜久203号
債務者　舟崎　　克
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１８号
埼玉県熊谷市佐谷田3916－３ポートステージ熊谷203、住民票上の住所埼玉県本庄市柏１丁目３番４号　本庄スカイハイツＢ棟609
債務者　萩原　錦子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第８８５号
神戸市須磨区友が丘５丁目５番地の135
債務者　水谷　裕子（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３４号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の８　５番館503号、前住所福島県郡山市桑野１丁目14番１号フォーシーズン開成山公園503号
債務者　菅井　元康
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１６９４号
札幌市北区北30条西11丁目１番１号　ハイツビックウェーブ101号
債務者　田代　朋子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１６号
北海道余市郡余市町栄町78番地
債務者　高根　暁人
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１１９号
北海道小樽市緑２丁目20番５号　ツインクル203号室、前住所北海道小樽市最上１丁目16番２号　小林茂方
債務者　大高　房代
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市双葉町１丁目14番６号　サンフラワー103
債務者　今川　光浩
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１４８号
北海道苫小牧市末広町１丁目２番22－1210号
債務者　田島　義夫
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３６７号
茨城県笠間市笠間235番地38　シャルマンＫ202
債務者　柴田　隼斗（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７８号
茨城県水戸市元台町1486番地　小端マンションＡ棟201号
債務者　谷井　　衛
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７９号
茨城県水戸市元台町1486番地　小端マンションＡ棟201号
債務者　谷井　和子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８０号
茨城県水戸市千波町2566番地の１　カーム栗原Ａ棟106号
債務者　谷井　和徳
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８４号
茨城県水戸市大塚町1863番地の152　コーポ大塚202号
債務者　福島　博一
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３９７号
茨城県水戸市城東１丁目13番22号
債務者　加藤　浩司
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
水戸地方裁判所